

平成 20 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 東洋紡績株式会社  
代表者名 代表取締役社長 坂元 龍三  
(コード番号 3101 東証・大証 各第一部)  
問合せ先 法務部長 矢野 邦男  
(TEL. (06) 6348-3221)

## 会社の支配に関する基本方針および 当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を決定し、さらに、かかる基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、平成 20 年 6 月 27 日開催予定の当社第 150 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）にて、株主の皆様より承認、可決されることを条件に、当社株券等（下記Ⅲ 2. (3) ①で定義されます。）の大量買付行為（下記Ⅲ 2. (3) ①で定義されます。）への対応策（以下「本プラン」といいます。）について、その具体的内容を決定いたしましたのでお知らせいたします。

なお、本プランの具体的な内容を決定いたしました取締役会には、当社監査役全員が出席し、いずれも本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、本プランに賛成する旨の意見を述べております。

### 記

#### I 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、上場会社として、株主の皆様による当社株券等の自由な売買を認める以上、当社の支配権の移転を伴う大量買付行為に応じるべきか否かの判断は、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきだと考えております。

しかしながら、最近の我が国の資本市場における株券等の大量買付行為の中には、現経営陣の賛同を得ず一方的に行方を強行する動きが顕在化しており、①対象会社に対し高値買取の要求を狙う買取である場合や、重要な資産・技術情報等を廉価に取得する等して会社の犠牲の下に大量買付者の利益実現を狙う買取である場合、②株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがある買取である場合、③株主の皆様に十分な検討時間を与えず、また対象会社の経営陣との十分な協議や合意等のプロセスを経ることなく行われる買取である場合、④対象会社の企業価値向上のために必要な従業員、取引先、お客様等の利害関係者との関係を損なうおそれのある買取である場合等、対象会社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあるものも少なく

ありません。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および基本理念、事業内容、コアテクノロジーを十分理解し長期的視野に立って企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を高めることを目的とする者であるべきだと考えます。したがって、当社は、上記のような当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。

## II 基本方針の実現に資する特別な取組み

### 1. 企業価値向上に資する取組み

当社は、「重合・変性・加工・バイオのコアテクノロジーを駆使して、新しい価値を創出し続ける高機能製品メーカー」をめざしております。当社は、明治15年に紡績会社として創立され、昭和2年に化学繊維事業を開始し、昭和30年代に合成繊維事業に参入しました。昭和40年代からは現在のスペシャルティ事業の中核となっているフィルム、機能樹脂、スーパー繊維、機能膜、診断薬用酵素等へ展開・拡大してきました。125年を超える歴史を通じて、重合、変性、加工、バイオの独自技術を育てまいりました。この技術力こそが当社の強みであり、企業価値創出の源泉です。こうした技術を担うのは人材であり、知恵を共有し、活用できる現場力です。今後の成長、企業価値向上においては「技術力強化と人材育成」を基本に据えたマネジメントが不可欠です。当社の多くのスペシャルティ事業は、研究開発から始まり、生産現場の知恵と工夫の組み合わせによって完成されていきます。研究開発資源を最適に配分し、技術融合を図るとともに、生産技術総括室を設け、全社に蓄積された技術・ノウハウの共有や製造工程の改善・改革等、現場づくり、人づくりを進めています。

当社は、企業価値を「利益、キャッシュフロー、資産効率等の経済的価値」と、「利害関係者からの信用・評価も含めた社会的価値」の両方で構成されると考えています。

経済的価値に関しては、その向上をめざして事業ポートフォリオ改革に取り組んでまいりました。ここ10年、衣料繊維事業において不採算事業からの撤収を加速する一方、フィルム等のスペシャルティ事業の拡大を進めてきました。これまでの構造改革の取組みにより、原燃料高騰等の厳しい事業環境の中でも、その影響を最小限に食い止めることができました。また財務体質についても、有利子負債の圧縮を進め、着実に改善してまいりました。今年度から始まる新中期計画（2008年度から2010年度までの3年間）では、成長性、収益性の高い事業への経営資源集中により、さらなる事業ポートフォリオ改革に取り組んでいます。とくに、スペシャルティ事業において、設備増強、海外展開、新事業立上げ等、積極的な拡大策により高い成長を図ります。経営指標として「使用資本営業利益率（ROA）」を重視しており、中期的にはROAのさらなる向上をめざします。

社会的価値に関しては、当社の企業理念「順理則裕」は、「道理に生きることが、すなわち繁榮につながる」「道理・倫理、人間としての基本姿勢、倫理的価値観を尊重すべきこと」を意味しています。これは事業ポートフォリオ改革の前提となるコーポレートガバナンス、コン

プライアンスに通ずるものです。したがって、当社はこの企業理念「順理則裕」のもと、コーポレートガバナンスとコンプライアンスをさらに徹底していきます。

当社は、これら経済的価値と社会的価値の両面から企業価値を高めてまいります。

## 2. 事業ポートフォリオ改革と財務体質改善への取組み

### (1) スペシャルティ事業の拡大

スペシャルティ事業の中でも、フィルム・機能樹脂事業セグメントを成長の牽引役として位置づけ、積極拡大を図ります。具体的には、液晶・光学用フィルム、自動車向けエンジニアリングプラスチック、スーパー繊維等で設備投資を進めます。

事業開発、研究開発においては、「自動車」「電子・情報表示」「環境」の成長市場に経営資源を集中し、外部技術との融合も図りながら、新事業の創出に取り組みます。

### (2) 衣料繊維事業改革

衣料繊維事業については、これまで設備縮小・廃棄を伴う構造改革を進めてきました。しかし、今後とも厳しい事業環境が続くことを想定し、機能衣料分野への絞り込みを進めるとともに、グループ会社と一体となって資産効率を重視した経営を徹底します。具体的には、平成20年4月に、当社本体の衣料繊維の営業部門と新興産業株式会社（100%子会社）を統合する等、グループ全体での事業再編を進めています。

### (3) 財務体質の改善

財務体質に関しては、「有利子負債と純資産（少数株主持分を除く）の比率（D/E レシオ）」を重視しています。これまでの目標であった「D/E レシオ 1.5 倍未満」を平成19年3月末に達成しました。今後は、より強固な財務体質をめざしてまいります。

## 3. コーポレートガバナンス体制の徹底

当社は、時代の変化に対応し、持続的に企業価値を向上させるため、「意思決定の迅速性と的確性確保」「経営の透明性確保」「公正性重視」の考え方に立ち、連結時代に対応できるガバナンス体制を構築しています。

平成17年6月より執行役員制を導入し、取締役会による「決定・監督」と執行役員による「執行」とを明確に分離しています。取締役会は社外取締役1名を含む10名で構成されています。社外取締役の導入により、経営の透明性、公正性を高めるとともに、取締役会長および社外取締役を除くすべての取締役が執行役員を兼務することにより、迅速で的確な意思決定を行っています。

リスクマネジメントに関しては、全般を統括する委員会として取締役社長を委員長とする「CSR委員会」を設置し、その下に「地球環境・安全委員会」「PL/QA委員会」「コンプライアンス委員会」「輸出審査委員会」「内部統制委員会」「情報委員会」「研究開発委員会」をそれぞれ設置し、リスクに対応できる体制を整備しています。こうした仕組みを生かして、実際の行動につなげるため、従業員教育や事故を想定した訓練を計画的に実施しています。また、

製造業において「安全な職場づくり」は大前提であると考え、作業者の意識に訴える活動と災害を起こさない体制作りを努めています。とくにコンプライアンスについては、具体的な活動としてコンプライアンスマニュアルを作成し全社員に配布する等、従業員教育を進める一方、コンプライアンス相談窓口を設け法令順守の徹底を図っています。

### Ⅲ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

#### 1. 企業価値の向上および会社の利益ひいては株主共同の利益の実現

##### (1) 企業価値の向上および会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に反する株券等の大量買付行為の存在

以上のとおり、当社においては、企業価値の向上および会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に全力で取り組む所存ですが、近年の資本市場においては、株主の皆様には十分な検討時間を与えず、また対象会社の経営陣との十分な協議や合意等のプロセスを経ることなく、突如として株券等の大量買付行為を強行するといった動きが顕在化しています。

もとより株券等の大量買付行為は、たとえそれが対象会社の取締役会の賛同を得ないものであっても、当該会社の資産の効率的な運用につながり、企業価値の向上および会社の利益ひいては株主共同の利益の実現をもたらすものであれば、何ら否定されるべきものではないと考えます。

しかし、このような大量買付行為の中には真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら当該会社の株価を上昇させて当該株券等を高値で会社関係者等に引き取らせる目的で行うもの等、企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく損なうことが明白ないわゆる「濫用的買収」が存在する可能性があることは否定できません。

また、当社は、前述のとおり、長年築いてきたお客様との信頼関係を維持・発展させていくことをはじめ、さまざまな利害関係者との良好な関係を継続することが、当社の中長期的な企業価値を向上させ、株主の皆様の利益につながるものであることを確信しております。当社株券等の大量買付者（下記2. (3) ①で定義されます。）がこれらのことを十分理解し、中長期的にこれらを確保、向上させる者でなければ、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

##### (2) 本プラン導入の必要性

当社の株券等は譲渡自由が原則であり、株式市場を通じて多数の投資家の皆様に自由に取引いただいています。したがって、当社株券等の大量買付行為に関する提案に応じるか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものであります。

当社としては、上記(1)のような状況下で大量買付行為が行われた場合、当該大量買付行為が当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益に資するものであるか否か、株主

の皆様適切に判断していただき、提案に応じるか否かを決定していただくためには、大量買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考えます。また、当社は、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益の確保または向上の観点から大量買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大量買付行為の条件・方法について、大量買付者と交渉するとともに、代替案の提案等を行う必要もあると考えておりますので、そのために必要な時間も十分に確保されるべきであります。

当社は、このような考え方に立ち、以下のとおり本プランを設定いたしました。大量買付者に対し、本プランの順守を求めるとともに、大量買付者が本プランを順守しない場合、ならびに大量買付行為が当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を毀損すると判断される場合の対抗措置を定めています。

なお、現時点において、当社が大量買付行為に関する提案を受けている事実はありません。

## 2. 本プランの内容

### (1) 本プランの概要

本プランは、大量買付者が大量買付行為を行うにあたり、所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない大量買付行為が行われる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を毀損するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として原則として新株予約権を株主の皆様は無償で割り当てるものです。また、会社法その他の法律および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）には、①大量買付者およびその関係者による行使を禁止する行使条件や、②当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者およびその関係者以外の株主の皆様当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者およびその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

### (2) 本プランの導入手続一定時株主総会における承認

本プランの導入については、株主の皆様意思を反映するため、本定時株主総会において以下の点につきご承認いただきます。

- a. 別紙1「定款変更案」のとおり、当社定款第17条に、「当社は、株主総会の決議により、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保及び向上のため、

当会社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）に関する事項について決定することができる。当会社は、当該対応策に基づく対抗措置として、取締役会の決議により、新株予約権者のうち一定の者に対する差別的行使条件及び取得条項を付した新株予約権の無償割当て又は会社法その他の法律及び当会社の本定款上認められるその他の措置を行うことができる。」旨の規定を新設することをご承認いただきます。

- b. 当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益の確保および向上するための具体的な当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）として、本プランをご承認いただきます。なお、上記 a. の定款変更議案をご承認いただいた場合は、当該変更後の当社定款第 17 条に基づき、本プランをご承認いただきます。

### （3）本プランの発動にかかる手続

#### ①対象となる大量買付行為

本プランの対象となる行為は、当社株券等の一定数以上の買付けその他の有償の譲受けの結果、

- i. 当社の株券等<sup>1</sup>の保有者<sup>2</sup>が保有<sup>3</sup>する当社の株券等にかかる株券等保有割合<sup>4</sup>の合計
- ii. 当社の株券等<sup>5</sup>の公開買付者<sup>6</sup>が所有<sup>7</sup>しまたは所有することとなる当社の株券等および当該公開買付者の特別関係者<sup>8</sup>が所有する当社の株券等にかかる株券等所有割合<sup>9</sup>の合計

のいずれかが 20%以上となる者（以下「特定株式保有者」といいます。）による当社株券等の買付けその他の有償の譲受けまたはその提案とします（ただし、当社取締役会があらかじめ承認したものを除きます。このような買付け等を以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行いまは行おうとする者を以下「大量買付者」といいます。）。

1. 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。
2. 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する保有者をいい、同条第 3 項に基づき保有者とみなされる者を含むものとします。以下同じとします。
3. 金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に規定する保有者をいいます。以下同じとします。
4. 金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に規定する株券等保有割合をいいます。以下同じとします。
5. 金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等をいいます。以下 ii において同じとします。
6. 金融商品取引法第 27 条の 3 第 2 項に規定する公開買付者をいいます。以下同じとします。
7. 金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に規定する所有をいいます。以下同じとします。
8. 金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に規定する特別関係者をいいます。ただし、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3

条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

9. 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下同じとします。

## ②本プランの公表および大量買付者に対する情報提供の要求

当社は、本プランについて株式会社東京証券取引所および株式会社大阪証券取引所の定める諸規則に基づき適時開示を行うとともに、当社のホームページ (<http://www.toyobo.co.jp/>) に本プランを掲載いたします。

大量買付者には、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、大量買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、大量買付行為の内容の検討に必要な以下の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）を日本語で記載した、本プランに定める手続を順守する旨の意向表明を含む買付提案書を提出していただきます。なお、買付提案書には、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大量買付者の存在を証明する書類を添付していただきます。

当社取締役会は、上記買付提案書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。大量買付者から提供していただいた情報では、当該大量買付行為の内容および態様等に照らして、株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大量買付者から提供していただきます。かかる追加情報提供の請求は、上記買付提案書受領後またはその後の追加情報受領後10営業日以内に行うこととします。

- i. 大量買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、業務内容、財務内容、当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報等を含みます。）
- ii. 大量買付者およびそのグループが現に保有する当社の株券等の数、ならびに買付提案書提出日前60日間における大量買付者の当社の株券等の取引状況
- iii. 大量買付行為の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大量買付行為の後における当社の株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第1項、同法施行令第14条の8の2第1項、および株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等を意味します。）を行うことその他の目的がある場合には、その旨および概要を含みます。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）、方法および内容（大量買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類および数、大量買付行為の対価の額および種類、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性ならびに大量買付行為の実行の可能性等を含みます。）
- iv. 大量買付行為の価格の算定根拠（算定の前提となる事実および仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに大量買付行為にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額およびその算定根拠等を含みます。）

- v. 大量買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的な提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- vi. 大量買付行為の後の当社グループの経営方針、経営者候補（当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策および資産活用策
- vii. 大量買付行為の後の当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社グループにかかる利害関係者の処遇方針
- viii. 大量買付行為のために投下した資本の回収方針
- ix. その他当社取締役会が合理的に必要なと判断する情報

なお、大量買付行為があったと当社取締役会が認識した場合はその事実を、また、買付提案書または追加情報を受領した場合はその受領の事実を、速やかに株主の皆様を開示いたします。大量買付者から当社取締役会に提供された情報の内容等については、株主の皆様の判断に必要であると当社取締役会が判断する時点で、その全部または一部につき株主の皆様へ情報開示を行います。

### ③当社取締役会の検討手続

当社取締役会は、大量買付者から提出された買付提案書の記載内容が本必要情報として十分であると判断した場合（大量買付者による情報提供が不十分であるとして当社取締役会が追加的に提出を求めた本必要情報が提出された結果、当社取締役会が買付提案書と併せて本必要情報として十分な情報を受領したと判断した場合を含みます。）、その旨ならびに下記記載の取締役会評価期間の始期および終期を、直ちに大量買付者および独立委員会に通知し、株主の皆様に対する情報開示を法令および当社が上場する証券取引所の規則に従って適時かつ適切に行います。当社取締役会は、大量買付者に対する当該通知の発送日の翌日から 60 日以内（以下「取締役会評価期間」といいます。）に、必要に応じて当社から独立した地位にある投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等の第三者の助言を得ながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、下記④に定める独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、大量買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大量買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様へ公表いたします。また、必要に応じて、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

大量買付者は、この取締役会評価期間の経過後においてのみ、大量買付行為を開始することができるものとします。ただし、下記⑦に定める不実施決定通知を受領した場合は、同通知を受領した翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となります。

### ④独立委員会の設置

本プランに定めるルールに従って一連の手続が進行されたか否か、ならびに、本プランに定めるルールが順守された場合に当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共

同の利益を確保しまたは向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性および公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとします。独立委員会の委員は、3名以上5名以下とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者および他社の取締役または執行役として経験のある社外者等の中から選任されるものとします。本プラン導入時の独立委員会の委員には、芦田邦弘氏、小笠原眞氏および岡豪敏氏の合計3名が就任する予定です。なお、独立委員会の各委員の略歴は、別紙2「独立委員会委員の氏名および略歴」に記載のとおりであり、独立委員会規則の概要は、別紙3「独立委員会規則の概要」に記載のとおりです。また、独立委員会の判断の概要については、適宜株主の皆様へ情報開示を行います。

#### ⑤対抗措置の発動の手続

当社取締役会が対抗措置の発動を判断するにあたっては、その判断の合理性および公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて当社から独立した地位にある投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等の第三者（当社が費用を負担することとします。）の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものいたします。

また、当社取締役会が対抗措置を発動するに際しては、社外監査役全員を含む当社監査役全員の賛成を得た上で、当社取締役全員の一致により発動の決議をすることといたします。当社取締役会は、当該決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに株主の皆様へ情報開示を行います。

なお、当社取締役会は、独立委員会に対する上記諮問に加え、大量買付者の提供する本必要情報に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該大量買付者および当該大量買付行為の具体的内容ならびに当該大量買付行為が当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益に与える影響等を評価・検討等した上で、対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

#### ⑥対抗措置の発動の条件

- i. 大量買付者が本プランに定める手続に従わずに大量買付行為を行いまは行おうとする場合

当社取締役会は、大量買付者が本プランに定める手続に従わずに大量買付行為を行いまは行おうとする場合、大量買付行為の具体的な条件・方法等の如何を問わず、当該大量買付行為は当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を害するものであるとみなし、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価

値および会社の利益ひいては株主共同の利益を確保しまたは向上させるために必要かつ相当な対抗措置を講じることといたします。

ii. 大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いまたは行おうとする場合

大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いまたは行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大量買付行為に反対であり、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う場合であっても、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は講じません。大量買付者の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大量買付行為に関する本必要情報およびそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いまたは行おうとする場合であっても、当社取締役会が、大量買付者の大量買付行為の内容を検討し、大量買付者との協議、交渉等を行った結果、当該大量買付者の買付提案に基づく大量買付行為が、当社の企業価値を毀損し、会社の利益ひいては株主共同の利益を害するものであると認めた場合には、取締役会検討期間の開始または終了にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を確保しまたは向上させるために、必要かつ相当な対抗措置を講じることがあります。具体的には、以下に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、当該買付提案に基づく大量買付行為は当社の企業価値を毀損し、会社の利益ひいては株主共同の利益を害するものに該当するものと考えます。

- (i) 高値買取要求を狙う買収である場合
- (ii) 重要な資産・技術情報等を廉価に取得する等、会社の犠牲の下に大量買付者の利益実現を狙う買収である場合
- (iii) 会社資産を債務の担保や弁済原資として流用する買収である場合
- (iv) 会社の高額資産を処分させ、その処分利益で一時的に高配当をさせるか、一時的に高配当による株価急上昇の機会を狙って高値の売り抜けを狙う買収である場合
- (v) 当社の株券等の買付条件が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切な買収である場合
- (vi) 最初の買付けで全株券等の買付けの申込みを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付けを行う等、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがある買収である場合
- (vii) 大量買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大量買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後する場合
- (viii) 大量買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切である場合

(ix) 前各号のほか、以下のいずれも満たす買収である場合

- a. 顧客、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあることが客観的かつ合理的に推認される場合
- b. 当該時点で対抗措置を発動しない場合には、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益の毀損を回避することができないかまたは回避することができないおそれがある場合

#### ⑦当社取締役会による対抗措置の実施・不実施に関する決定

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の実施または不実施に関する決定を行います。

当社取締役会は、対抗措置の実施または不実施の決定を行った場合、直ちに当該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項を大量買付者に通知（不実施の決定にかかる通知を、以下「不実施決定通知」といいます。）し、株主の皆様に対する情報開示を行います。大量買付者は、取締役会評価期間経過後または当社取締役会から不実施決定通知を受領した日の翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となります。

#### ⑧当社取締役会による再検討

当社取締役会は、一旦対抗措置を実施すべきか否かについて決定した後であっても、大量買付者が大量買付行為にかかる条件を変更した場合や大量買付行為を中止した場合等、当該決定の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、改めて独立委員会に諮問した上で再度審議を行い、独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の実施または中止に関する決定を行うことができます。

当社取締役会は、かかる決定を行った場合、直ちに当該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項を大量買付者に通知し、株主の皆様に対する情報開示を行います。

### (4) 対抗措置の概要

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置として、原則として、別紙4「新株予約権の要項」に従い本新株予約権の無償割当てを行います。本新株予約権は、本新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会において定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における、最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主（ただし、当社を除きます。）に対し、その保有株式1株につき新株予約権1個以上で当社取締役会が定める数の割合で割り当てます。

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産（金銭とします。）の価額（行使価額）は1円であり、本新株予約権1個の行使により、本新株予約権にかかる新株予約権者（以下「本新株予約権者」といいます。）に対して当社普通株式1株を交付します。

ただし、特定株式保有者およびその関係者は、本新株予約権を行使することができないものとします。

また、当社は、本新株予約権の行使による場合のほか、本新株予約権に付された取得条項に基づき、一定の条件の下で特定株式保有者およびその関係者以外の本新株予約権者から、当社普通株式と引換えに本新株予約権を取得することができます。なお、当社は一定の条件の下で本新株予約権全部を無償で取得することも可能です。

さらに、本新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認が必要です。

上記(1)記載のとおり、本新株予約権の無償割当てのほか、会社法その他の法令および当社の定款上認められるその他の対抗措置を發動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置を用いることがあります。

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置を実施した場合、当社取締役会が適切と認める事項について、適時に株主の皆様に対する情報開示を行います。

### (5) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、平成 20 年 6 月 27 日開催の本定時株主総会の終結の時から平成 23 年 3 月期に関する定時株主総会の終結の時までとします。ただし、本プランは、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合または②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本定時株主総会の決議による委任の範囲内において、必要に応じて独立委員会の意見を得た上で、本プランの技術的な修正または変更を行う場合があります。なお、本プランは平成 20 年 5 月 8 日現在施行されている法令の規定を前提としておりますので、同日以後、法令の新設または改廃等により本プランの規定に修正を加える必要が生じた場合には、当該法令の趣旨に従い、かつ、本プランの基本的考え方に反しない範囲で、適宜本プランの文言を読み替えることとします。

本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに公表いたします。

また、平成 23 年 3 月期に関する定時株主総会の終結の時以降における本プランの内容につきましては、必要な見直しを行った上で、本プランの継続、または新たな内容のプランの導入等に関して株主の皆様のご意思を確認させていただく予定です。

## 3. 株主および投資家の皆様への影響

### (1) 本プランの導入時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時点においては、対抗措置自体は実施されませんので、株主および投資家の皆様の法的権利または経済的利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

### (2) 本新株予約権の無償割当ての実施により株主および投資家の皆様に与える影響

本新株予約権は、割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式 1 株につき 1 個以

上で当社取締役会が定める数の割合にて無償で割り当てられますので、その行使を前提とする限り、株主の皆様が保有する株式全体の価値に関して希釈化は生じません。

もっとも、株主の皆様が、本新株予約権の行使期間中に本新株予約権の行使を行わない場合には、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する株式の価値が希釈化することになります。ただし、当社は、当社取締役会の決定により、下記(4)③記載の手續により、本新株予約権の要項に従い行使が禁じられていない株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社普通株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手續を行った場合、本新株予約権の要項に従い行使が禁じられていない株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、その保有する株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、保有する株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止または無償割当てされた本新株予約権を無償で取得する場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

### (3) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使または取得に際して株主および投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の行使または取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使または取得に際して、特定株式保有者およびその関係者の法的権利または経済的利益に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、特定株式保有者およびその関係者以外の株主および投資家の皆様の有する当社の株式にかかる法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。もっとも、本新株予約権自体の譲渡は制限されているため、割当期日以降、本新株予約権の行使または本新株予約権の当社による取得の結果、株主の皆様に株式が交付される場合には、株主の皆様に株券が交付されるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち本新株予約権に帰属する部分については、譲渡による投下資本の回収はその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意ください。

### (4) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要となる手續等

#### ①名義書換の手續

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決定した場合には、当社は、割当期日を公告いたします。割当期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様が本新株予約権が割り当てられますので、名義書換を済まされていない株主の皆様におかれては、割当期日までに速やかに保有する株式にかかる名義書換手續を行っていただく必要があります。証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手續は不要です。なお、割当期日における最終の株主名簿または実質株主名簿

に記載または記録された株主の皆様は、申込みの手続を経ずに当然に本新株予約権者になります。

#### ②本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使にかかる本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日等の必要事項ならびに株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様が行使期間中にこれらの必要書類を提出した上、本新株予約権1個あたり1円を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき1株(対象株式数の調整があった場合には、調整後の株数)の当社普通株式が発行されることとなります。

#### ③当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、取得条項が複数ある場合には、それぞれ取得条項毎に、取締役会の決議を行い、かつ、新株予約権者の皆様に対する公告を実施した上で、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権の取得と引換えに当社普通株式を株主の皆様へ交付することとした場合には、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が特定株式保有者またはその関係者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当方法、名義書換方法、行使の方法および当社による本新株予約権の取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当ての実施が決定された後、株主の皆様に対して公表または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

### IV 本プランの合理性(本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由)

本プランは、以下の理由により、上記Iの基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

#### 1. 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」、「必要性・相当性の原則」）を完全に充足しており、また、株式会社東京証券取引所および株式会社大阪証券取引所の定める買収防衛策の導入にかかる諸規則の趣旨に合致したものです。

## 2. 企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益の確保または向上を目的として導入されていること

本プランは、上記Ⅲ記載のとおり、当社株券等に対する大量買付行為がなされた際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、また当社取締役会が代替案を提示し、株主の皆様のために大量買付者と交渉を行うこと等を可能とするために必要な情報や時間を確保することにより、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を確保または向上することを目的として導入されるものです。

## 3. 株主意思を重視するものであること

本プランは、導入にあたり株主の皆様を適切に反映させる機会を確保するため、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として導入されます。上記Ⅲ 2. (2)記載のとおり、本定時株主総会において本プランを承認する議案をお諮りし、かかる議案が承認されない場合、本プランは導入されません。さらに、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなり、その意味で、本プランの導入だけでなく存続についても、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

## 4. 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、上記Ⅲ 2. (3) ④記載のとおり、本プランの導入にあたり、当社取締役会の判断の合理性および公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置します。

本プランは、当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重した上で決定を行うことにより、当社取締役会が恣意的に本プランの発動を行うことを防ぐ仕組みとなっております。また、同委員会の判断の概要については、適宜株主の皆様にご開示を行いますので、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益に適うように本プランの運営が行われる仕組みが確保されております。

## 5. 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記Ⅲ 2. (3)記載のとおり、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

## 6. 独立した地位にある第三者の助言の取得

本プランは、上記Ⅲ 2. (3) ③およびⅢ 2. (3) ⑤記載のとおり、大量買付者が出現した場合、

取締役会および独立委員会が、当社の費用で、当社から独立した地位にある投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等の第三者の助言を得ることができる旨を定めています。これにより、取締役会および独立委員会による判断の公正性および合理性がより強く担保される仕組みが確保されています。

#### 7. デッドハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ 2. (5)記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議によりいつでも廃止できることとしており、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。

(別紙1)

## 定款変更案

### 第17条（買収防衛策）

当社は、株主総会の決議により、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保及び向上のため、当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）に関する事項について決定することができる。当社は、当該対応策に基づく対抗措置として、取締役会の決議により、新株予約権者のうち一定の者に対する差別的行使条件及び取得条項を付した新株予約権の無償割当て又は会社法その他の法律及び当社の本定款上認められるその他の措置を行うことができる。

(別紙2)

### 独立委員会委員の氏名および略歴

本プラン導入時の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

あしだ くにひろ  
芦田 邦弘 (昭和12年3月10日生) 当社社外取締役

略歴： 昭和34年4月 住友商事株式会社入社  
平成元年6月 同社 取締役  
平成10年4月 同社 取締役副社長  
平成13年6月 同社 特別顧問  
平成16年6月 当社 社外取締役 (現任)

おがさほら まこと  
小笠原 眞 (昭和17年6月25日生) 当社社外監査役

略歴： 昭和40年4月 大阪瓦斯株式会社入社  
平成10年6月 同社 取締役  
平成17年6月 当社 社外監査役 (現任)

おか たけとし  
岡 豪敏 (昭和20年9月19日生) 近畿中央法律事務所 代表社員弁護士

略歴： 昭和49年4月 大津弁護士会登録  
昭和51年4月 大阪弁護士会登録換  
平成8年4月 大阪弁護士会副会長  
平成15年4月 弁護士法人近畿中央法律事務所設立

※上記独立委員会委員候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。

(別紙3)

### 独立委員会規則の概要

1. 当社は、当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策、以下、「本プラン」という。）の導入に伴い、独立委員会を設置する。独立委員会は、取締役会の諮問により、本プランに基づく対抗措置の実施または不実施に関する勧告を行い、取締役会の判断の公正性および中立性の確保に資することを目的とする。
2. 独立委員会の委員は、3名以上5名以下とし、概要以下の条件を満たした者の中から選任する。選任された委員は、就任にあたり原則として当社に対する善管注意義務条項等を含む契約書を当社との間で締結する。
  - ① 現在または過去において当社、当社の子会社または関連会社（以下、併せて「当社等」という。）の取締役（社外取締役は除く。以下同じ。）または監査役（社外監査役は除く。以下同じ。）等となったことがない者
  - ② 現在または過去における当社等の取締役または監査役等の一定範囲の親族でない者
  - ③ 当社等と現に取引のある金融機関において、過去3年間取締役または監査役等となったことがない者
  - ④ 当社等との間で一定程度以上の取引がある取引先において、過去3年間取締役または監査役等でない者
  - ⑤ 当社等との間に特別の利害関係のない者
  - ⑥ 企業経営に関する一定以上の経験者、専門家、有識者等（実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者）
- (2) 委員の選任および解任は、取締役会の決議により行う。ただし、委員の解任を決議する場合、取締役の3分の2以上が出席し、出席取締役の4分の3以上の賛成によるものとする。
- (3) 委員の任期は、平成20年3月期定時株主総会の終結の時（ただし、本プランの期間中に選任された委員については、選任の時）から、平成23年3月期定時株主総会の終結の時までとする。
3. 独立委員会は、原則として以下の各号に記載される事項について審議・決議し、その決議の内容を、その理由を付して取締役会に勧告する。取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重しなければならない。
  - ① 大量買付者が本プランに定める手続を順守しているか否か
  - ② 買付提案の内容が当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を毀損するか否かの決定ならびに対抗措置の実施または不実施
  - ③ 対抗措置の中止
  - ④ ①ないし③のほか、本プランにおいて独立委員会が権限を与えられた事項
  - ⑤ 本プランに関して取締役会が独立委員会に諮問した事項
  - ⑥ 取締役会が、別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
4. 独立委員会の決議は、原則として委員の全員が出席し、出席委員の過半数をもって行う。

5. 独立委員会は、当社の費用で、独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。
6. 取締役会の要請があった場合、委員長は、独立委員会を招集し、議長となる。ただし、委員長に事故あるときは、他の委員がこれに代わる。
7. 取締役会は、独立委員会が審議を行うにあたって必要であると認める場合には、取締役 1 名を独立委員会に出席させ、必要な事項に関する説明を行う機会を与えるよう独立委員会に求めることができる。
8. 独立委員会は、取締役会の要請に応じ、勧告を行う理由およびその根拠を説明しなければならない。

(別紙 4)

## 新株予約権の要項

### 1. 割当対象株主

本要項記載の新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会（以下「本新株予約権無償割当て決議」という。）において定める一定の日（以下「割当期日」という。）における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主（ただし、当社を除く。）に対し、その保有株式1株につき新株予約権1個以上で当社取締役会が定める数の割合で、新株予約権を割り当てる。

### 2. 発行する新株予約権の総数

割当期日の最終の当社普通株式の発行済株式総数（当社の保有する当社普通株式の数を控除する。）と同数以上で当社取締役会が定める数とする。

### 3. 新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において定める日とする。

### 4. 新株予約権の目的である株式の種類および数

#### ① 新株予約権の目的である株式の種類

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

#### ② 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権1個の目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は1株とする。

ただし、第5項により、対象株式数が調整される場合には、新株予約権の目的である株式の総数は調整後対象株式数に応じて調整される。

### 5. 新株予約権の目的である株式の数の調整

① 当社が、割当期日後、当社株式の分割もしくは併合または合併もしくは会社分割等を行う場合、それらの条件等を勘案し、適宜対象株式数の調整を行うものとする。

② 対象株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめその旨およびその事由、調整前の対象株式数、調整後の対象株式数およびその適用の日その他必要な事項を各新株予約権者に書面により通知または定款に定める方法により公告する。ただし、適用の日の前日までに上記の通知または公告を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

### 6. 新株予約権の払込金額

無償とする。

### 7. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個の行使に際して出資される財産（金銭とする。）の価額（以下「行使価額」と

いう。)は、1円とする。

#### 8. 新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において定める日を初日（以下「行使期間開始日」という。）とし、本新株予約権無償割当て決議において定める期間とする。ただし、第10項に基づき当社が新株予約権を取得する場合には、当社が当該取得を通知または公告した日から当該取得日までの期間、新株予約権を行使することはできない。行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその翌銀行営業日を最終日とする。

#### 9. 新株予約権の行使の条件

① 本要項において、次の語句は、別段の定めのない限り以下に定める意味を有するものとする。

- a. 「特定株式保有者」とは、当社の株券等の買付けその他の有償の譲受けの結果、
  - I 当社の株券等の保有者が保有する当社の株券等にかかる株券等保有割合の合計
  - II 当社の株券等の当該公開買付者が所有しまたは所有することとなる当社の株券等および当該公開買付者の特別関係者が所有する当社の株券等にかかる株券等所有割合の合計のいずれかが、20%以上となる者をいう。
- b. Iにおいて「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。以下別段の定めがない限り同じ。IIにおいて「株券等」とは、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいう。
- c. 「保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含む。
- d. 「所有」とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する所有をいう。
- e. 「株券等保有割合」とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。
- f. 「公開買付者」とは、金融商品取引法第27条の3第2項に規定する公開買付者をいう。
- g. 「所有」とは、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する所有をいう。
- h. 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいう。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。
- i. 「株券等所有割合」とは、金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいう。

② 以下に定める者は新株予約権を行使することができない。

特定株式保有者、その共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。）、もしくはその特別関係者またはこれらの者が実質的に支配し、これらの者に実質的に支配されもしくはこれらの者が共同して支配し、これらの者と共同して行動する者と当社取締役会が判断した

者（ただし、その者が当社の株券等を取得または保有することが当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を害しないと当社取締役会が認めた者は、これに該当しないこととする。）

- ③ 上記②の規定に従い、新株予約権者が新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権者に対して、損害賠償責任その他の一切の責任を負わないものとする。
- ④ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

#### 10. 当社による新株予約権の取得

- ① 当社は、新株予約権の無償割当ての効力発生日（ただし、当社取締役会がこれに代わる日を定めた時は当該日）の翌日以降、行使期間開始日の前日までの間いつでも、新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が判断する場合には、当社取締役会が定める日をもって、無償で新株予約権全部を取得することができる。
- ② 当社は、第8項の新株予約権の行使期間が終了する時までの間で当社取締役会が定める日において、新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式と引換えに、第9項に従い新株予約権を行使することができる者の新株予約権を取得することができる。
- ③ 当社は、第8項の新株予約権の行使期間が終了する時までの間で当社取締役会が定める日において、第9項に従い新株予約権を行使することができない者の新株予約権を取得することができ、その対価として、新株予約権と引換えに新株予約権1個につき当社取締役会が定める金銭その他の財産（当社普通株式を除く。）を交付することもできる。

#### 11. 新株予約権の行使または当社による取得により新たに当社株式を取得した場合の当該株主の株主総会における議決権行使

当社が定める基準日後に、新株予約権の行使または当社による新株予約権の取得によって新たに当社株式を取得した場合の当該株主は、株主総会において議決権を行使できるものとする。

#### 12. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡により取得するには当社取締役会の承認を要するものとする。

#### 13. 合併、会社分割、株式交換または株式移転の場合における新株予約権の交付およびその条件 本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が決定する。

#### 14. 新株予約権証券の不発行

新株予約権証券は、発行しない。

#### 15. 新株予約権の行使請求および払込みの方法

新株予約権を行使しようとするときは、所定の行使請求書（行使にかかる新株予約権の内容および数、新株予約権を行使する日等の必要事項ならびに株主自身が新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によ

るものとする。)に必要事項を記載してこれに記名捺印した上、必要に応じて別に定める新株予約権の行使に要する書類ならびに会社法、金融商品取引法およびその関連法規(日本証券業協会および本邦金融商品取引所の定める規則等を含む。)上その時々において要求されるその他の書類(以下「添付書類」という。)を第8項に定める期間中に払込取扱場所に提出し、かつ、当該行使にかかる新株予約権の行使価額全額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより行われるものとする。

16. 新株予約権行使の効力発生時期等

新株予約権の行使の効力は、第15項の行使請求書および添付書類が行使請求受付場所に到達し、かつ行使にかかる新株予約権の行使価額全額に相当する金銭が払込取扱場所に入金された時に生じるものとする。

17. 法令の改正等

新株予約権の無償割当て後、法令の制定、改正または廃止により、本要項の条項に修正を加える必要が生じた場合においては、当該制定、改正または廃止の趣旨および文言を勘案の上、本要項の条項を合理的に読み替えるものとする。

以 上

(ご参考)

## I 当社株式の状況 (平成 20 年 3 月 31 日現在)

1. 発行可能株式総数 20 億株
2. 発行済株式総数 699,027,598 株
3. 株主数 103,506 名
4. 大株主 (上位 10 名)

株主名	当社への出資状況	
	持株数 (千株)	出資比率 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	29,038	4.15
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	26,508	3.79
日本生命保険相互会社	20,613	2.95
株式会社みずほコーポレート銀行	13,393	1.91
株式会社三菱東京UFJ銀行	13,214	1.89
株式会社三井住友銀行	13,034	1.86
東友会	12,214	1.74
明治安田生命保険相互会社	11,829	1.69
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (中央三井信託銀行退職給付信託口)	9,054	1.29
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4)	8,543	1.22

※出資比率は自己株式 (938,706 株) を控除して計算しております。

